

平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会社名	グ	リ	ー	株	式	会	社
代表者名	代表取締役会長兼社長	田中	良和				
	(コード番号：3632	東証第一部)					
問合せ先	取締役上級執行役員	秋山	仁				
	(TEL. 03-5770-9500)						

## 「株式付与 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 27 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、当社及び当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度は従業員のインセンティブ・プラン拡充のために、平成 24 年 8 月 29 日に導入した株式付与 E S O P 信託とは別に、新規で制度を導入するものです。

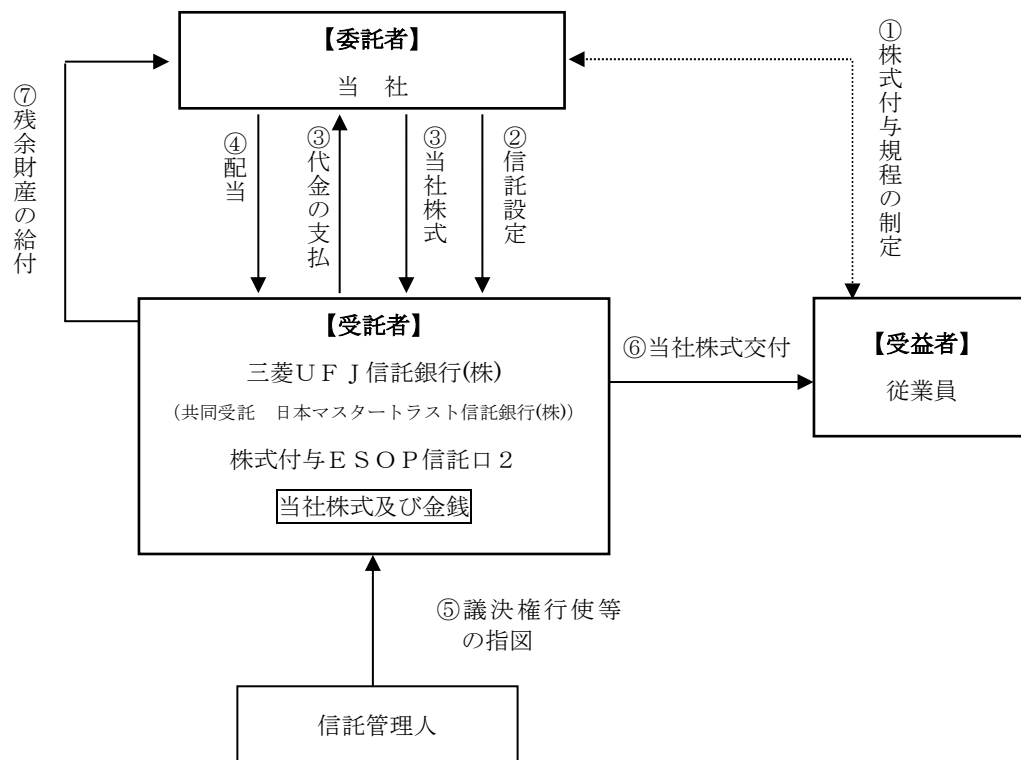
### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、本制度を導入します。
- (2) 本制度では、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式（※）を、予め定める株式付与規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。  
なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および当社グループ子会社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) E S O P 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(※) 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 5,926,178 株 (平成 29 年 6 月 30 日現在)のうち、1,270,600 株 (999,962,200 円) を E S O P 信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式付与規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ③ E S O P信託は上記②で信託された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式付与規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます（例外的に、信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑦ E S O P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                          |
| ②信託の目的   | 従業員に対するインセンティブの付与                                  |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）        |
| ⑤受益者     | 従業員のうち受益者要件を充足する者                                  |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者                            |
| ⑦信託契約日   | 平成29年11月13日（予定）                                    |
| ⑧信託の期間   | 平成29年11月13日～平成31年12月30日（予定）                        |
| ⑨制度開始日   | 平成29年11月16日（予定）                                    |
| ⑩議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫取得株式の総額 | 999,962,200円                                       |
| ⑬株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得                                  |

【信託・株式関連事務の内容】

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、ESOP信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。       |

以 上